

告 示

埼玉県告示第千三十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区 間
県道	本川越停車場線	埼玉県川越市中原町一丁目一番一 地先から 埼玉県川越市連雀町三番二 地先まで